3.1.21.　「ガス状汚染物質」とは、CO、炭化水素又はＮＭＨＣ（ディーゼル用の$CH_{1.85}$の比率を想定）、メタン及びNOx（二酸化窒素（NO_2）同等物として示される）をいう。

3.1.22.　「適切な技術的判断」とは、一般的に認められている技術上の原則等により行う判断をいう。

3.1.23.　「ＨＥＰＡフィルタ」とは、ＡＳＴＭ　Ｆ　1471―93規格（米国材料試験協会規格をいう。）又は同等の標準を用いて評価される、最低初期粒子除去効率99.97％を実現した高効率粒子状物質フィルタをいう。

3.1.24.　「炭化水素（ＨＣ）」とは、全炭化水素及びＮＭＨＣをいう。

3.1.25.　「高回転速度（n_{hi}）」とは、最大出力の70％を生じる最高のエンジン回転速度をいう。

3.1.26.　「アイドル回転速度」とは、エンジンガバナの機能によってエンジン回転速度が制御される場合の、最小負荷（ゼロ以上）での最低エンジン回転速度をいう。また、アイドル回転速度を制御するガバナの機能がないエンジンについてのアイドル回転速度は、最小負荷で生じ得る最低エンジン回転速度のエンジン製造者の申告値とする。なお、暖機アイドル回転速度は暖機後のエンジンのアイドル回転速度を意味することに留意すること。

3.1.27.　「中間回転速度」とは、次の要件のうちの１つを満たすエンジン回転速度をいう。

(a)　全負荷トルク曲線の回転速度レンジで動作するように設計されているエンジンについては、申告された最大トルク回転速度が定格回転速度の60～75％にある場合、中間回転速度は、申告された最大トルク回転速度とする。

(b)　申告された最大トルク回転速度が定格回転速度の60％未満である場合、中間回転速度は定格回転速度の60％とする。

(c)　申告された最大トルク回転速度が定格回転速度の75％超である場合、中間回転速度は定格回転速度の75％とする。

3.1.28.　「直線性」とは、測定値の各基準値との一致度合いをいう。なお、直線性は、試験中に予想されるか測定される値のレンジで、測定値と基準値との組み合わせの線形回帰を用いて定量化される。

3.1.29.　「低回転速度（n_{lo}）」とは、最大出力の50％を生じる最低のエンジン回転速度をいう。

3.1.30.　「最大出力（P_{max}）」とは、エンジン製造者の設計上の最大出力（kW）をいう。

3.1.31.　「最大トルク回転速度」とは、エンジン製造者の設計上の最大トルク時のエンジン回転速度をいう。

3.1.32.　「流量加重平均」とは、対応する流量に比例した重み付けをされた後の量の平均レベルをいう。

3.1.33.　「非メタン炭化水素（NMHC）」とは、メタンを除く全ての炭化水素の合計をいう。

3.1.34.　「制御指令」とは、エンジン出力を制御するためのエンジンオペレータの入力をいう。なお、「オペレータ」は、人（手動）又はエンジン出力を要求する信号を機械的又は電子的に送るガバナ（自動）とすることができる。また、入力は、アクセルペダル又はその信号、絞り制御レバー又はその信号、燃料レバー又はその信号、速度レバー又はその信号若しくはガバナ設定値又はその信号から送ることができる。

3.1.35.　「窒素酸化物（NOx）」とは、本技術基準に定める手順で測定した窒素及び酸素のみを含有する化合物をいう。なお、NOxの量は、NOがNO_2の形であるかのように、全てのNOxにNO_2のモル質量と等価な実効モル質量を用いて示される。

3.1.36.　「分圧」とは、ガス混合物中の単一ガスに起因する圧力ｐをいう。なお、理想的なガスでは、総圧力で除した分圧は、その成分のモル濃度ｘに等しくなる。

3.1.37.　「分流希釈法」とは、ＰＭフィルタより前に、総排出ガス流量の一部を分離してから、適切な量の希釈空気と混合させる方法をいう。

3.1.38.　「粒子状物質（ＰＭ）」とは、排出ガスを清潔なフィルタリング済み空気で9.3.3.4.に定める所定の点において所定の温度にまで希釈した後に、指定フィルタ上に捕集して得られた全ての物質をいう。

3.1.39.　「通過率（ＰＦ）」とは、ＮＭＣの理想的な作用からの偏差をいう（ＮＭＣの転換効率Ｅを参照のこと）。なお、理想的なＮＭＣは、メタン通過率PF_{CH4}は1.000（つまり、メタン転換効率E_{CH4}がゼロ）となり、他の全ての炭化水素の通過率は、PF_{C2H6}に代表されるように0.000（つまり、エタン転換効率E_{C2H6}が１）となる。この関係は、$PF_{CH4}=1-E_{CH4}$及び$PF_{C2H6}=1-E_{C2H6}$となる。

3.1.40.　「周期的再生」とは、通常エンジン動作100時間未満で周期的に生じる、排気後処理装置の再生をいう。なお、再生が生じるサイクルの間は、排出物基準を超過することができる。

3.1.41.　「プローブ」とは、サンプルをサンプリング装置内の次の構成機器に移送するトランスファラインの最初の区間をいう。

3.1.42.　「ＰＴＦＥ」は、一般的にはテフロンとして知られるポリテトラフルオロエチレンを意味する。

3.1.43.　「定格回転速度」とは、エンジン製造者が設計したガバナが対応できる全負荷時最高回転速度又は当該ガバナがない場合は、エンジン製造者の設計上の定格出力が得られる時の回転速度をいう。

3.1.44.　「再生」とは、排出物レベルの変化を伴う、排気後処理装置の性能を初期状態に回復させる事象をいう。なお、再生には連続再生（6.6.1.）及び周期的再生（6.6.2.）の２種類がある。

3.1.45.　「応答時間」とは、ステップ入力からその計測装置の90％（ｔ90）に達するまでの時間差をいう。なお、システム応答時間は、装置に対する遅れ時間及び装置の立ち上がり時間から成る。

3.1.46.　「立ち上がり時間」とは、応答が最終的な読み値の10％から90％（ｔ90―ｔ10）に到達するまでの時間差をいう。

3.1.47.　「共有大気圧計」とは、２つ以上のダイナモメータ試験室がある試験設備の全体についての大気圧として用いられる大気圧計をいう。

3.1.48.　「共有湿度測定」とは、２つ以上のダイナモメータ試験室がある試験設備の全体についての湿度として用いられる湿度測定をいう。

3.1.49.　「スパンを調整する」とは、使用する機器の測定レンジ又は予想される範囲の最大値の75％から100％に相当する、校正基準に対する適切な応答となるよう、機器を調節することをいう。

3.1.50.　「スパンガス」とは、ガス分析計のスパンを調整するために用いる高純度なガスの混合物で、9.5.1.の仕様を満たすものをいう。なお、校正ガス及びスパンガスは、性質は同じであるが主な役割が異なることに留意すること。ガス分析計及びサンプル処理構成機器の各種性能検証チェックでは、校正ガス又はスパンガスのいずれかを基準とすることがある。

3.1.51.　「排出率」とは、ｇ／kWh単位で表した質量排出率をいう。

3.1.52.　「スタンドアローン」とは、何かに付属するのでなく独立したものをいう。

3.1.53.　「定常」とは、エンジン回転速度及びトルクが一定値の限定された組合せで維持することをいう。なお、定常試験は、ディーゼル特殊自動車８モード試験である。

3.1.54.　「理論空燃比」とは、燃料が完全に酸化され燃料又は酸素が一切残らないような特殊な空燃比をいう。

3.1.55.　「保存媒体」とは、ＰＭフィルタ、サンプル用バッグその他バッチサンプリングに用いるあらゆる保存装置をいう。

3.1.56.　「試験サイクル」とは、定常又は過渡運転条件にあるエンジンが追従する回転速度及びトルクで定義した試験点の配列をいう。試験サイクルは別紙１に規定する。なお、１つの試験サイクルは１つ以上の試験期間から構成できる。

3.1.57.　「試験期間」とは、排出率を求める期間をいう。１つの試験サイクルに複数の試験期間が生じた場合は、本技術基準により、適用される排出物限度との比較用の合成値にするために得られた値を重み付けし合成する追加の計算方法を指定することができる。

3.1.58.　「許容範囲」とは、測定のばらつきのみによって、ある量の記録値の95％がこの範囲内に入り、当該記録値の残りの５％が外れる範囲をいう。指定された記録頻度及び時間間隔を用い、ある量が該当する許容範囲内にあるかどうかを判断するものとする。測定のばらつきの影響を受けていないパラメータについては、許容範囲は、絶対許容レンジを意味する。